

お客様各位

株式会社 メディコスヒラタ
代表取締役社長 平田 全孝

修理業務案内

医療機器を修理するには、薬機法において医療機器ごとに定められた修理区分の修理業許可の取得が義務付けられています。当社では堺研究所において、修理業の許可を取得し、大阪府知事（厚生労働大臣）より医療機器修理業許可証（27BS080013）の交付を受けています。当社堺研究所での業務範囲は、下記の通りとなりますのでご案内を申し上げます。

記

1. 業務の範囲（修理できる医療機器の区分、範囲）

特定保守管理医療機器	特定保守管理医療機器以外
特管第四区分：人工臓器関連	非特管第一区分：画像診断システム関連
特管第五区分：光学機器関連	非特管第二区分：生体現象計測・監視システム関連
	非特管第三区分：治療用・施設用機器関連
	非特管第四区分：人工臓器関連
	非特管第五区分：光学機器関連
	非特管第六区分：理学療法用機器関連
	非特管第七区分：歯科用機器関連
	非特管第八区分：検体検査用医療機器関連
	非特管第九区分：鋼製器具・家庭用医療機器関連

※上記許可を受けた区分のうち、当社取扱製品のみ修理を実施しています。

※修理のお問い合わせは、下記の窓口までお問合せください。

2. 事業所の管理体制

事業所名 株式会社メディコスヒラタ 堺研究所

事業所所在地 〒592-8331 大阪府堺市西区築港新町2丁6番48号

医療機器修理業責任技術者 井戸 隆志

3. お問い合わせ窓口

修理のお問合せは、TEL：072-245-1985 までご連絡下さい。

受付時間：月～金曜日 10：00～17：00（ただし、土・日、祝日・年末年始除く）

以上